（記入要領）

1　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

2　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。

3　「報告者」欄中「国籍・設立国等」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「３　直接保有法人等」欄中「国籍・設立国等」欄及び「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

4　「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「３　直接保有法人等」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

5　「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注１に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、以前に届出又は報告を行っている場合において当該届出又は報告の内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日及び受理番号又は報告を行った年月日並びに前回届出又は報告を行った時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

6　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

7　「２　取得した外国議決権等」欄の「⑵　数量、取得価額等」欄中「取得後の議決権比率」については、報告者が本報告書において報告する取得の後において保有することとなる外国法人等（外国法令に基づいて設立された法人その他の団体をいう。以下この記入要領において同じ。）の実質保有等外国議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第25項第11号に規定する実質保有等外国議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の外国法人等の議決権の総数に占める割合を記入すること。

8　「２　取得した外国議決権等」欄の「⑸　取得の相手方」欄は、報告者が相対による方法により取得した場合において記入すること。

9　「３　直接保有法人等」欄中「報告者との関係」欄、「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「直接保有法人等との関係」欄及び「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「報告者との関係」欄において、必要がある場合には本報告書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

10　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑴　名称」欄には国内の会社等の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。

11　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑷　資本金　総議決権」欄には、国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、国内の会社等の総株主の議決権が分からず、また、国内会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中、国内の会社等の議決権比率の記載が必要な箇所について、国内の会社等の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。なお、「２　取得した外国議決権等」欄、及び「３　直接保有法人等」欄中、議決権比率の記載が必要な箇所について、議決権の総数が分からない場合には、外国法令に基づく有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に相当する書類に記載された議決権の総数を用いて差し支えない。

12　「４　直接保有法人等が株式等を保有する国内の会社等」欄中「⑺　直接保有法人等との関係」欄中「取得後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄及び「⑼　取得後に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については、国内の会社等が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、「⑺　直接保有法人等との関係」欄中「取得後に直接保有法人等と特別な関係にあるものが所有等をする同一の国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については直接保有法人等と、「⑼　取得後に報告者と特別な関係にあるものが所有等をする国内の会社等の株式及び議決権の数量等」欄については報告者と、それぞれ特別の関係にあるもの（これらのものを令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体をいう。）に関する情報を記載すること。

13　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）